

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊勢原市

## 1 促進計画の区域

別紙促進計画区域図のとおり

## 2 促進計画の目標

### 1. 伊勢原地区

#### (1) 現況

本地区は、市の中央部の市街化区域に隣接し、西方では梨・ぶどう・柿などの果樹、水稻、露地野菜を中心とした複合経営が行われ、市街化区域を挟んだ南方は縦長に田と畑が形成され、水稻を中心に露地野菜、畜産などの複合経営が行われている。農業従事者の高齢化が進み担い手の確保と農地の保全、また、市街化区域に隣接していることから環境負荷の軽減に配慮した農業生産の取組を図ることが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、同項第3号に掲げる環境負荷の軽減に配慮した農業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 2. 大山(子易)・高部屋地区

#### (1) 現況

本地区は、市の北西部に位置し、北方の中山間部から南方にかけて平野地が広がり、中山間部では、傾斜地を利用してみかんが栽培され、平坦地では野菜、水稻のほか畜産経営が盛んに行われている。中山間部ではシカ・サル・イノシシなどの鳥獣被害対策、農業従事者の高齢化が進み担い手の確保、農地や道路などの基盤整備の取組も必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、同項第3号に掲げる環境負荷の軽減に配慮した農業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 3. 比々多地区

#### (1) 現況

本地区は、市の西部に位置し、北方の中山間部から南東にかけて平地が広がっており、中山間部では傾斜地を利用してみかんが栽培されオーナー制度による観光農業が行われ、平地では梨・ぶどうの果樹を中心に水稲、野菜との複合経営が行われ、南方の平坦部では水稲を中心に施設園芸、野菜などの複合経営が行われている。中山間部ではシカ・サル・イノシシなどの鳥獣被害対策と担い手の確保、平坦な水田地帯では担い手へ農地の集積・集約の推進の取組を行う必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、同項第3号に掲げる環境負荷の軽減に配慮した農業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 4. 成瀬地区

#### (1) 現況

本地区は、市の東部に位置し、北方の中山間部から南方にかけて平野地が広がり、北方では水稲を中心に野菜、畜産などとの複合経営が行われ、南方の平坦部では水稲を中心に野菜、施設園芸との複合経営が行われ、若手農家による有機栽培も行われている。中山間部ではシカ・サルなどの鳥獣被害対策と担い手の確保、平坦な水田地帯では新たな担い手の確保と担い手への農地の集積・集約の推進の取組を行う必要がある。

また、一部の担い手による有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培を取り組んでおり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では法第3条第3項第3号に掲げる環境負荷の軽減に配慮した農業生産の取組を推進し、また、同項第1号に掲げる事業も推進し、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 5. 大田地区

#### (1) 現況

本地区は、市の東南部に位置し、南方の平坦部では稲作を中心に野菜、花き、施設園芸、畜産との複合経営が行われ、西方は、畑地転換された農地で露地野菜を主体に水稲、施設園芸、畜産との複合経営が行われている。中部地域では、ほ場の大区画化、農道・用排水路等の基盤整備が行われ、担い手へ農地の集積・集約の推進を図る必要がある。

また、一部の担い手による減農薬・減化学肥料栽培を取り組んでおり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、同項第3号に掲げる環境負荷の軽減に配慮した農業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	伊勢原地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	大山・高部屋地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	比々多地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	成瀬地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	大田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

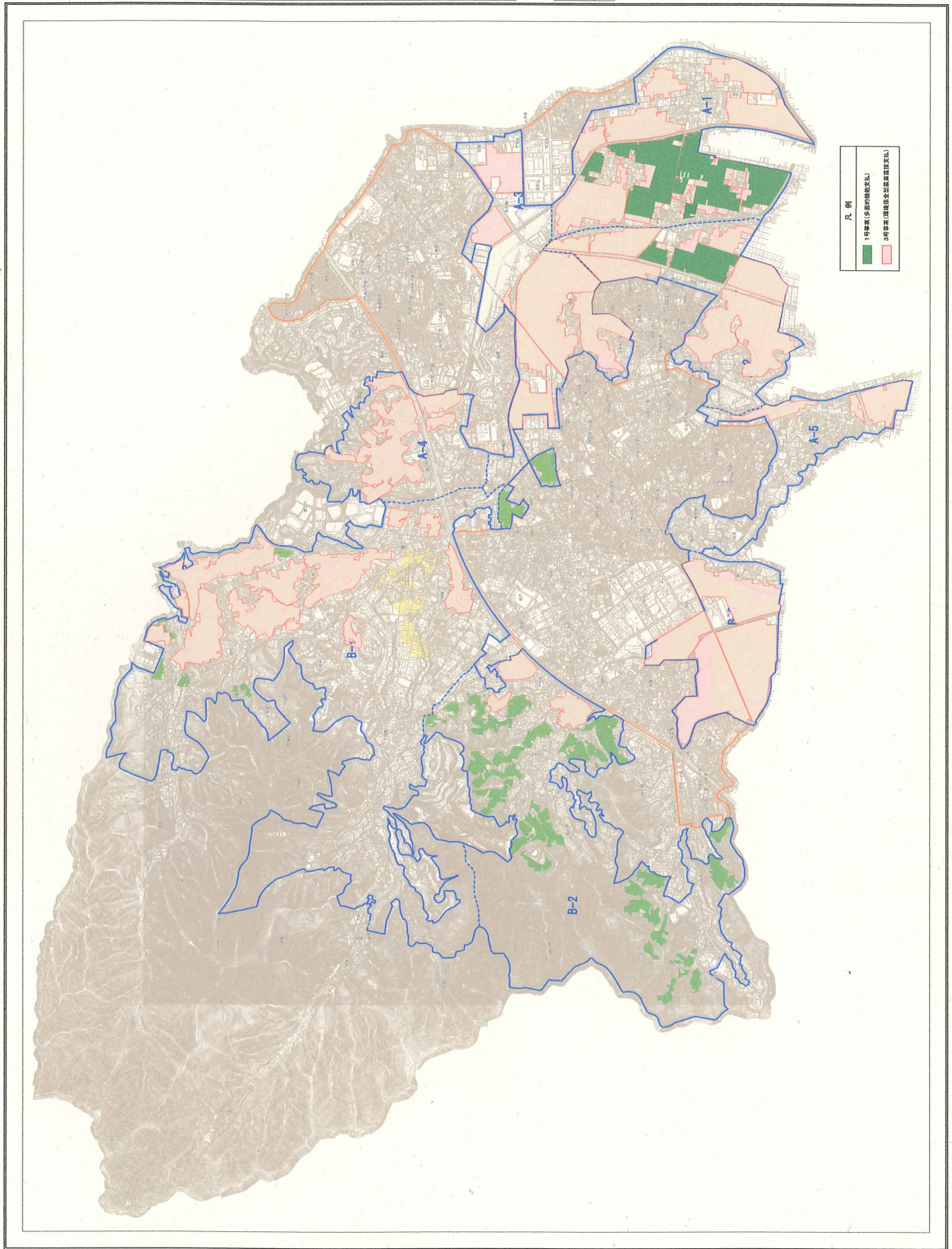
4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし

伊勢原市促進計畫區域圖



凡例	
1. 伊勢原市	(Symbol)
2. 伊勢原市	(Symbol)
3. 伊勢原市	(Symbol)
4. 伊勢原市	(Symbol)
5. 伊勢原市	(Symbol)
6. 伊勢原市	(Symbol)
7. 伊勢原市	(Symbol)
8. 伊勢原市	(Symbol)
9. 伊勢原市	(Symbol)
10. 伊勢原市	(Symbol)
11. 伊勢原市	(Symbol)
12. 伊勢原市	(Symbol)
13. 伊勢原市	(Symbol)
14. 伊勢原市	(Symbol)
15. 伊勢原市	(Symbol)
16. 伊勢原市	(Symbol)
17. 伊勢原市	(Symbol)
18. 伊勢原市	(Symbol)
19. 伊勢原市	(Symbol)
20. 伊勢原市	(Symbol)
21. 伊勢原市	(Symbol)
22. 伊勢原市	(Symbol)
23. 伊勢原市	(Symbol)
24. 伊勢原市	(Symbol)
25. 伊勢原市	(Symbol)
26. 伊勢原市	(Symbol)
27. 伊勢原市	(Symbol)
28. 伊勢原市	(Symbol)
29. 伊勢原市	(Symbol)
30. 伊勢原市	(Symbol)
31. 伊勢原市	(Symbol)
32. 伊勢原市	(Symbol)
33. 伊勢原市	(Symbol)
34. 伊勢原市	(Symbol)
35. 伊勢原市	(Symbol)
36. 伊勢原市	(Symbol)
37. 伊勢原市	(Symbol)
38. 伊勢原市	(Symbol)
39. 伊勢原市	(Symbol)
40. 伊勢原市	(Symbol)
41. 伊勢原市	(Symbol)
42. 伊勢原市	(Symbol)
43. 伊勢原市	(Symbol)
44. 伊勢原市	(Symbol)
45. 伊勢原市	(Symbol)
46. 伊勢原市	(Symbol)
47. 伊勢原市	(Symbol)
48. 伊勢原市	(Symbol)
49. 伊勢原市	(Symbol)
50. 伊勢原市	(Symbol)